

(8月7日)

新食糧法の施行後の米流通と農協再編

(高崎大学) 吉 田 俊 幸

1. 新食糧法と系統農協の米穀事業

総合農協の特徴としては、①事業による総合主義、②組織における属地主義と網羅主義、③行政単位での系統3段階制、④政治・行政依存の4点があげられる。これらの特徴は、例えば組織面では食管制度の集荷体制(一次集荷業者—二次集荷業者—指定業者)が系統3段階制(単協—県連—全国連)と対応するように、食管制度と照応して形成されてきたものである。

新食糧法下では、食管制度の下での結び付き登録制度のような制度的に組合員を結集するシステムが無くなり、野菜と果実と同様な出荷契約による商取引の世界になるので、系統農協に制度的にも事業的にも与える影響は大きい。

2. 米流通の変化と集荷組織としての系統3段階制の矛盾——農協改革法としての新食糧法の意義

自主流通米、規制緩和は集荷よりも卸の収益が大きい経済連にはメリットはあるが、農協は流通規制緩和に取り残され、新たな流通への対応の遅れから集荷率の低下をまねき、米穀事業が行き詰まる状況になる可能性がある。特に複数登録制の下では農協が組織活動を自前でやらなければならないことを意味する。また全農と経済連の間には、販売単位は経済連で窓口は全農という矛盾があり、3段階制の中で業務内容区分の不明確化と取引関係の変化が生じており、それが系統組織にも波及している。

3. 新食糧法と系統農協再編の課題

新食糧法下では、地場流通、産直、契約栽培等多様な流通の変化が進行すると予想され、系統組織としてもこの多様な流通への対

応が課題となる。この場合旧来の全農、経済連中心の米販売で対応が可能か疑問が残るところである。

また稲作生産者の変化と単協の対応の面では、結び付き登録から共同販売、有利販売等の総合的な信頼関係の確立の必要性が高まっている。

農協合併の結果からは経済連を上回る規模の農協も登場してくることが予想され、機能分担の整理が必要となる。これ以外にも共販3原則(全量、無条件、委託販売方式)と変動価格性の矛盾から自主流通米仮渡金方式に限界が生じている。また、流通の多様化と産地・銘柄の分化により県単位の産地・銘柄と地域、単協銘柄の併存という問題も起こってくる。

以上のように、新食糧法の下では系統組織の新たな視点での機能分担、共同販売方式の確立が求められており、金融からの視点だけではなく、営農・経済の面からの合併農協の存立条件を充分検討する必要がある。

(文責・清水純一)

(本研究会は、当所の農協研究会として行われたものである。)